

証券コード 7815
2022年6月8日

株主各位

東京都江東区新木場二丁目11番1号
東京ボード工業株式会社
代表取締役社長 井上 弘之

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがありますので、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をお願いいたします。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都江東区新木場一丁目18番8号
木材会館 7階 檜のホール(末尾のご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以上

◎新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがありますので、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をお願いいたします。

◎当日のご出席に代えて、郵送による議決権行使が可能でございます。ぜひ、事前の議決権行使をご活用ください。

◎今後の新型コロナウイルス感染症の状況変化により、株主総会当日の運営や開催会場、開催時間などに変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<http://www.t-b-i.co.jp>)にて、適宜、お知らせしてまいりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

◎当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎当日の受付開始時間は午前9時30分を予定しておりますが、ソーシャルディスタンスを確保するための会場設営のため、入場を制限する場合がございます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.t-b-i.co.jp>)において、掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、建設業、物流業及び廃棄物の中間処理業者より排出される木質廃棄物を自社にて処理を行い、原材料として再資源化し、住宅用建材とするパーティクルボード「E・V・Aボード」を製造及び販売する循環型木材環境ソリューションを主要な事業としております。

(2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や変異株による断続的な感染再拡大を繰り返しながらも、ワクチン接種等の感染拡大防止策の促進等により状況が徐々に緩和されつつありますが、新型コロナウイルス感染症による生産や物流網の混乱により原材料や資源価格が高騰し、その上ロシア・ウクライナ情勢による経済不安もあり、経済の先行きは依然として不透明感が続くと想定されます。

また、当社グループが事業の主体を置く住宅市場におきましては、2021年4月～2022年3月の新設住宅着工戸数は、持家が前年比6.9%の増加、貸家が前年比9.2%の増加、分譲住宅が前年比3.9%の増加、全体では前年比6.6%の増加と明るい兆しへ見え始めているものの、新型コロナウイルス感染症蔓延前の着工水準には戻っておらず、また、原材料の高騰など不安定な経営環境で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、主力製品のマンション向け床板用のパーティクルボード（以下PBという）の販売をさらに推進させるとともに、長尺構造用パネル用PB「壁武者」等を市場へ投入し売上増を目指すべく営業を展開するとともに開発の強化と、製造経費の削減を行ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高は7,565,844千円（前年同期比4.9%増）、営業損失は938,344千円（前年同期は、2,536,034千円の損失）、経常損失914,300千円（前年同期は、2,310,837千円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、1,223,895千円（前年同期は、1,558,504千円の損失）となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、有形固定資産の総額445,610千円であります。内訳といたしましては、主として佐倉工場及び新木場工場の機械装置・施設であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の国内経済は、新型コロナウイルス感染症はいまだ変異株による感染再拡大を繰り返しており、それによる生産や物流網の混乱による原材料や資源価格の高騰に加え、ロシア・ウクライナ情勢による経済不安により、経済の先行きは依然として不透明感が続くと想定されます。

このような状況のなか、当社グループは、今後も持続的な成長を成し遂げるために、次の通り対処すべき課題に取り組み、景気減速のなかでも一日でも早く収益確保ができるよう努めてまいります。

① 循環型社会構築への取り組み

当社グループは、循環型社会形成推進基本法の施行前より、大手ゼネコンと「木質資源リサイクル推進協定」を締結し、建設現場での木質廃棄物のゼロ・エミッションに取り組んでおります。地球環境改善事業である当社グループの木材環境ソリューション事業を深くご理解頂き、お客様と共に循環型社会を構築することにより社会貢献を進めてまいります。

当社グループは、1991年より廃木材のリサイクル事業を中軸に、物流事業・廃棄物の分別指導や環境改善活動を実施継続しております。SDGs活動を推進しています。また、2004年に国内の木材業界としては最初にタイプIII環境ラベル（製品やサービスのライフサイクル全体の環境負荷を、LCA（ライフサイクルアセスメント）の手法で定量的に算出し、データでトータルに環境負荷を把握す

る環境ラベル）の適合性の認証を受けました。

LCAの信用性を高めるため、また、企業の社会的信頼性確保の観点から、スウェーデン環境管理評議会が運用し、財団法人日本ガス機器検査協会が検証する「環境製品宣言（EPD）」の認証を受け、世界に向けてEPDが発信されています。

② 従業員の意欲、能力の向上

当社グループは、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」の経営理念のもと、当社グループの企業活動（地球温暖化改善事業）に、従業員一人一人が生きがいをもって取り組むことができるよう邁進しております。また、従業員の目標設定や成果等の査定方法を明確にして適正に評価し、従業員に対する研修の実施や各種資格取得の奨励・補助を行っております。そして経営理念の教育及び伝承を基本教育として繰り返し行い、当グループ企業と従業員の社会的存在価値を明確にすることを通じて従業員参加型の経営を推進するとともに、従業員のモチベーション及び能力の向上と健康増進を目指し経営理念達成に向けて更に邁進できるよう推進してまいります。

③ 働き方改革の推進

新型コロナ感染拡大に伴い、社会では在宅勤務・テレワークのような働き方が一般的になってまいりましたが当社グループでは、引き続き、感染予防の観点以外からも、テレワークを含む業務のデジタル化を推進するとともに、長時間労働の抑制、持続的な人材確保、外国人・女性活躍推進を含む多様な人材活躍と健康経営を実践し、働き方改革を主軸にダイバーシティ&インクルージョンの取り組みを推進します。そして、労務管理の徹底と工場の安全面の更なる向上に尽力し従業員に対して、意欲と能力を持つ多様な人材に幅広く活躍の場を提供するとともに、安全安心で働きがいのある職場環境づくりを進めてまいります。

④ 収益構造の改善

当社グループは生産効率アップの追求とコスト低減を徹底して、新たな価値や収益を生み出せる体制を構築し、及び当社グループの物流を含めたすべてのサービスの向上と収益の向上を目指しております。

当社グループの主力製品であるパーティクルボードは、主たる原材料を木質廃棄物としておりますが、その他の原材料は、石油系の接着剤などが大部分を占めており、原油価格や為替相場の影響を受けやすいものとなっております。今後も原油価格の高騰や円安の進行などによっては、原材料価格に大きな変動があるものと予測されるため、接着剤使用量の更なる削減及び原材料購入費の見直し等も行っております。

⑤ 研究開発及び従事する人材の確保と育成

目まぐるしく変化する市場環境の中、当社グループは、お客様のニーズを積極的に捉え、地球環境に配慮した高付加価値製品を開発していくことが経営的重要課題であると認識しております。主力製品「E・V・Aボード」の置床用PBと長尺構造用パネル「壁武者」及びフロア一台板用PBの更なる品質向上と新たに主力製品となるPBの用途開発を中心に、競争力があり独自性の高い製品の研究開発に積極的に取り組むと同時に、人材の確保と育成を進めて更なる成長発展を目指しております。

⑥ 木質廃棄物の確保

燃料として焼却処分（サーマルリサイクル）されてしまう木質廃棄物を、少しでも多くパーティクルボードとして再生（マテリアルリサイクル）することで、より多くのCO₂を削減し、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」という経営理念を実現してまいります。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制強化

当社及び子会社すべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価してまいります。

⑧ 安全に関する取り組み

当社グループは、企業存立の大前提である安全確保の実現に向けて、安全管理体制の強化を実施しました。2020年4月より経営管理部内に安全環境課を設置し、また安全専門のコンサルタントを導入し、各従業員への更なる安全教育をすすめ、専門家及び管理部署からの監督指導を実施し無事故無災害・労働災害の0（ゼロ）を達成すべく対策を進めてまいります。

⑨ コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスが、企業の成長に欠かせない最重要の経営課題と認識しております。内部統制システムの整備・改善、法務・コンプライアンス管理体制の強化を進めるとともに、ステークホルダーの皆様への適時かつ適切な情報開示に努め、透明性の高い会社経営を推し進めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

科 目	第74期 2019年3月期	第75期 2020年3月期	第76期 2021年3月期	第77期 2022年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	6,717,582	7,755,647	7,211,868	7,565,844
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	95,702	1,667,087	△1,558,504	△1,223,895
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	37.35	644.81	△601.30	△472.20
総資産 (千円)	23,849,817	18,798,432	15,181,377	13,436,328
純資産 (千円)	4,382,425	6,103,918	4,605,943	3,472,260
自己資本比率	15.8%	29.1%	25.8%	20.2%

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 3. 当社は、「役員報酬B I P信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

科 目	第74期 2019年3月期	第75期 2020年3月期	第76期 2021年3月期	第77期 2022年3月期 (当 期)
売上高 (千円)	5,258,593	6,389,813	5,942,600	6,157,751
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△48,198	1,830,117	△1,679,635	△1,348,137
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△18.81	707.87	△648.03	△520.13
総資産 (千円)	22,050,674	17,606,086	13,763,100	11,880,074
純資産 (千円)	2,774,291	4,626,071	2,957,847	1,634,863
自己資本比率	12.6%	26.3%	21.5%	13.8%

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 3. 当社は、「役員報酬B I P信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主な事業内容	所 在 地
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社	12,000千円	100%	一般貨物運送事業及び 産業廃棄物の収集運搬業	埼玉県八潮市
T B 関西物流株式会社	13,000千円	100%	一般貨物運送事業及び 産業廃棄物の収集運搬業	奈良県奈良市
株式会社カリブ	10,000千円	100%	ショッピングモールの運営	東京都足立区
横浜エコロジー株式会社	10,000千円	51%	木質廃棄物の処理及び 木質チップの製造販売	神奈川県横浜市

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社：東京都江東区新木場二丁目11番1号

工 場：新木場リサイクリング工場（東京都江東区）

　　埼玉工場（埼玉県八潮市）

　　佐倉工場（千葉県佐倉市）

② 子会社

「(10) ② 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(12) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
255 (23)名	12名減 (1名減)

(注) 従業員数は就業人員数であり、(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147 (5)名	8名減 (3名減)	44歳4ヶ月	9年10ヶ月

(注) 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(13) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	1,673百万円
株式会社三井住友銀行	1,183百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,120百万円
株式会社りそな銀行	1,117百万円
株式会社みずほ銀行	971百万円
株式会社横浜銀行	730百万円
株式会社千葉銀行	445百万円
亀有信用金庫	240百万円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度において営業損失938,344千円、経常損失914,300千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,223,895千円を計上しました。営業損失・経常損失は5期連続、親会社株主に帰属する当期純損失は2期連続計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は、連結注記表（継続企業の前提に関する注記）に記載しております。

II. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,120,000 株
 (2) 発行済株式総数 3,660,369 株 (自己株式986,492株を含む)
 (3) 株主数 856 名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
井上 弘之	744,543株	27.84%
セイホク株式会社	270,000株	10.09%
T・B・H株式会社	235,535株	8.80%
吉岡 裕之	133,800株	5.00%
日本マスター トラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75843口）	81,968株	3.06%
J Kホールディングス株式会社	78,070株	2.91%
東京ボード工業従業員持株会	70,550株	2.63%
吉野石膏株式会社	58,900株	2.20%
株式会社みずほ銀行	50,000株	1.86%
株式会社三菱UFJ銀行	50,000株	1.86%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 役員報酬B I P信託口・75843口名義の株式81,968株は、日本マスター トラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式を取締役の株式報酬信託として信託設定したものであり、議決権については、日本マスター トラスト信託銀行株式会社が指図権を留保しております。

III. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 弘 之	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 株式会社カリブ 取締役会長 横浜エコロジー株式会社 代表取締役専務 T・B・H株式会社 代表取締役 ボード株式会社 社外取締役
取締役	藤 原 典 明	
取締役	尾 股 拓 彦	
取締役	只 腰 由紀夫	ボード株式会社 代表取締役社長 日本住宅パネル工業協同組合 理事
常勤監査役	大 矢 宣 之	
監査役	小 堀 優	みらい総合法律事務所 パートナー弁護士 アイ・アール債権回収株式会社 取締役
監査役	芳 木 亮 介	Y Plus Advisory株式会社 代表取締役 芳木公認会計士事務所 代表 リニューアブル・ジャパン株式会社 社外監査役

- (注) 1. 只腰由紀夫氏は、社外取締役であります。
2. 小堀優氏及び芳木亮介氏は、社外監査役であります。
3. 取締役只腰由紀夫氏は、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有するものであります。
4. 監査役小堀優氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知識を有するものであります。同氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役芳木亮介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。同氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
6. 2021年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって菅野英治氏は常勤監査役を辞任いたしました。
7. 2022年5月15日付で藤原典明氏は取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができるものとしております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び業績運動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬等については、2009年6月29日開催の第64回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を120,000千円（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない）、監査役年間報酬総額の上限を30,000千円と決議いただいており、定款で定める取締役の員数は15名以内、監査役の員数は5名以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は4名です。

また、取締役年間報酬総額の上限とは別枠にて、2018年6月20日開催の第73回定時株主総会において、業績運動型株式報酬額として連続する3事業年度を対象とし、合計110,000千円を上限とすることを決議いたしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の井上弘之氏がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	27 (0)	23 (0)	3 (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9 (4)	9 (4)	— (—)	— (—)	4 (2)

- (注) 1. 取締役に対する報酬等の額には、使用人兼務取締役3名の使用人給与分は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の内容は、取締役に対する賞与であります。業績連動報酬等の額は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、中期経営計画と整合するよう計画策定期に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「I (9) 財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は、業績連動型株式報酬として交付される当社の株式であります。業績連動型株式報酬は、各役員の退任時に交付されるものであり、算定方法は株主総会で決議するものとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	只 腰 由紀夫	ボード株式会社	代表取締役	当社とボード株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日本住宅パネル工業協同組合	理事	当社と日本住宅パネル工業協同組合との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小 堀 優	みらい総合法律事務所	パートナー 弁護士	当社とみらい総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		アイ・アール債権回収株式会社	取締役	当社とアイ・アール債権回収株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	芳 木 亮 介	Y Plus Advisory株式会社	代表取締役	当社とY Plus Advisory株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		芳木公認会計士事務所	代表	当社と芳木公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		リニューアブル・ジャパン株式会社	社外監査役	当社とリニューアブル・ジャパン株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等の特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

- イ 取締役会及び監査役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	只 腰 由紀夫	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。他の会社の経営者として住宅建築や建材など多岐にわたる分野における幅広い見識と豊富な経験から、当社の経営体制の強化及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	小 堀 優	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	芳 木 亮 介	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当する事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当する事項はありません。

⑤ 事業報告記載事項に関する意見

特にありません。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性などを確認したうえで、監査時間及び報酬単価の算出根拠並びに算定内容を精査した結果、報酬等の額は妥当であることを確認し同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないことから、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項の各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を精査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が本契約の履行につき善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

IV. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行います。
 - ② 当社は、コンプライアンスを経営の最重要事項と位置づけ、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について洗い出しを行い、コンプライアンスに関する各所社内規定を整備し、従業員に周知徹底してまいります。
 - ③ コンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、すべての役職員を対象とする通報制度を設けるとともに、社外受付を弁護士事務所に設置しております。
 - ④ 「反社会的勢力の排除」について基本方針を定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。
 - ⑤ 他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。
 - ⑥ 監査役、内部監査人及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有に努め、三者連携により各監査の効果を高めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等、取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保管及び管理を行います。
 - ② 取締役及び監査役は、議事録、稟議書、その他の重要な文書を常時閲覧できるものとしております。
- (3) 損失の危険に関する規定その他の体制
- コンプライアンス、風評、オペレーション、災害などのリスクに対応するため「リスク管理規程」を定め、当社全体のリスクの認識、発生の未然防止の検討を行う「リスク管理委員会」を定期的に開催しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しております。
 - ② 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の基本的職務・責任権限に関する事項及び管掌業務を明確にすることで組織の効率的な運営を図っております。
- (5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。
 - ロ 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社管理規程を定め必要に応じて関係資料等の提出を求めております。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
 - ロ 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議しております。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、適宜検討しております。
 - ロ 当社は子会社に対し、毎年1回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行っております。
 - ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
 - ロ 当社は子会社が、当社が定めた「反社会的勢力の排除」についての基本方針と同一の方針を定め、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。
 - ハ 当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。

- ⑤ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、毎期、子会社の業績を評価し、常時、取締役及び監査役が子会社の取締役会に出席して審議することとしております。
 - ロ 当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導・育成に努めることとしております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属として監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置きます。
- (7) 「(6)」の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 他の業務を兼務する使用人が監査役の補助を行う場合には、以下の体制を構築しております。
- ① 監査役の使用人に対する指揮命令に関し、使用人の属する組織上の上位者による指揮命令を受けないこととしております。
 - ② 監査役の補助を行う使用人の人事異動・人事考課・懲戒処分に関する事項については、監査役の同意を得てから行うこととしております。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役職員に周知徹底しております。
- (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
- イ 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受けることとしております。
 - ロ 上記の重要な会議に付議されない重要な決裁書類及び報告等について、監査役はこれを閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けることとしております。
 - ハ 取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、監査役に報告します。
 - i 法令、定款、コンプライアンス規程その他の社内規程に違反する重大事項
 - ii 内部監査室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - iii 会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv 当局の調査及び外部監査の結果、当局等から受けた行政処分等の事項
 - v その他業務遂行上必要と判断した事項

- ② 子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制
- イ 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
- ロ 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うこととしております。
- ハ 当社内部監査室、経営管理部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告することとしております。
- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。
- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定めております。
- ② 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統括活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用するよう努めております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況といたしまして、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会（全19回）に出席いたしました。その他、監査役会は14回、経営会議及び安全衛生委員会は12回、リスク管理委員会を12回及びコンプライアンス委員会を1回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及びその他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で定期的又は必要に応じて意見交換を実施いたしました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務執行及び子会社の業務の監査並びに内部統制監査を実施いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日 現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,616,653	流動負債	3,721,536
現金及び預金	1,789,340	支払手形及び買掛金	662,825
受取手形及び売掛金	1,961,260	短期借入金	257,039
商品及び製品	291,070	1年内返済予定の長期借入金	2,170,723
仕掛品	44,753	未払金	299,839
原材料及び貯蔵品	418,101	未払法人税等	61,348
その他	112,659	賞与引当金	64,143
貸倒引当金	△530	その他	205,616
固定資産	8,819,674	固定負債	6,242,531
有形固定資産	8,265,295	長期借入金	5,055,035
建物及び構築物	2,959,611	繰延税金負債	285,134
機械装置及び運搬具	2,504,265	役員報酬BIP信託引当金	62,111
土地	2,763,453	退職給付に係る負債	258,679
建設仮勘定	7,561	受入敷金保証金	226,115
その他	30,404	資産除去債務	352,883
無形固定資産	7,052	その他	2,571
投資その他の資産	547,326		
投資有価証券	116,798		
長期貸付金	4,564	負債合計	9,964,068
破産更生債権等	8,531	(純資産の部)	
繰延税金資産	20,015	株主資本	2,671,774
敷金及び保証金	298,164	資本金	221,000
その他	108,184	資本剰余金	114,514
貸倒引当金	△8,931	利益剰余金	3,740,486
		自己株式	△1,404,225
		その他の包括利益累計額	48,378
		その他有価証券評価差額金	48,378
		非支配株主持分	752,107
		純資産合計	3,472,260
資産合計	13,436,328	負債及び純資産合計	13,436,328

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売上高	7,565,844
売上原価	6,616,723
売上総利益	949,120
販売費及び一般管理費	1,887,465
営業損失(△)	△938,344
営業外収益	
受取利息	68
受取配当金	2,897
受取家賃	2,881
受取保険金	2,203
助成金収入	92,430
貸倒引当金戻入額	58
その他	3,770
	104,309
営業外費用	
支払利息	73,191
支払手数料	5,465
その他	1,608
	80,265
経常損失(△)	△914,300
特別利益	
固定資産売却益	49,690
特別損失	
操業休止関連費用	169,745
固定資産除却損	29,820
税金等調整前当期純損失(△)	199,565
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純損失(△)	△1,064,175
非支配株主に帰属する当期純利益	107,237
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△17,476
	△1,153,936
	69,959
	△1,223,895

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 : 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	221,000	114,514	4,964,382	△1,404,225	3,895,670
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,223,895		△1,223,895
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			△1,223,895		△1,223,895
当期末残高	221,000	114,514	3,740,486	△1,404,225	2,671,774

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	23,225	23,225	687,047	4,605,943
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△1,223,895
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,153	25,153	65,059	90,212
当期変動額合計	25,153	25,153	65,059	△1,133,683
当期末残高	48,378	48,378	752,107	3,472,260

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において営業損失938,344千円、経常損失914,300千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,223,895千円を計上しました。営業損失・経常損失は5期連続、親会社株主に帰属する当期純損失は2期連続計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

- 1) 置床用PBの販売をさらに推進させるとともに、構造用PB「壁武者」等を市場へ投入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。
- 2) 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各取引先との緊密な連携関係を深め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、一部借入金につきましては財務制限条項がございますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ており、引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組みますが、これらの改善策ならびに対応策は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映していません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

4 社

連結子会社の名称

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

T B 関西物流株式会社

株式会社カリブ

横浜エコロジー株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価値のない株式 時価法

等以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

市場価格のない株式 移動平均法による原価法

等

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品は先入先出法による原価法、製品は
総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～17年

ロ 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 役員報酬B I P信託引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられるポイント見込み数に応じた当連結会計年度における給付見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主としてパーティクルボード等の住宅関連資材の製造及び販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客に支払われる対価の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を追溯適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高は105,508千円減少し、販売費及び一般管理費は105,508千円減少しております。また、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失、及び、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(佐倉工場の固定資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度
佐倉工場に属する有形固定資産及び無形固定資産	5,757,244

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損会計において、管理会計上の区分を基礎とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグループピングを行っております。

佐倉工場においては営業損益が継続的にマイナスとなっていることから、佐倉工場の資産は当連結会計年度末において減損の兆候があります。減損損失計上の要否の検討にあたり、将来の佐倉工場における収益及び費用の予測等を主要な仮定として同工場の割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結貸借対照表において、佐倉工場の固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、121,762千円及び81,968株であります。

(財務制限条項)

(1) 1年内返済予定の長期借入金のうち381,700千円及び長期借入金のうち418,300千円には、下記の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(2) 1年内返済予定の長期借入金のうち546,333千円及び長期借入金のうち1,392,243千円には、下記の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日に

- おける連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。
- ②2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (3) 1年内返済予定の長期借入金のうち150,000千円及び長期借入金のうち797,126千円には、下記の財務制限条項が付されております。
- ①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。
- ②2020年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が2019年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額未満とならないこと。
- ③2021年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ④2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益及び2021年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益がいずれも損失にならないこと。
- ⑤2017年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期において、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載され、以下の計算式で算出される値を0以下としないこと。
- (計算式)
- 営業活動によるキャッシュ・フロー+投資活動によるキャッシュ・フロー+財務活動に関するキャッシュ・フロー+（期首現預金残高-（売上高÷12））
- なお、当連結会計年度末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。
- 引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をしていただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	2, 143, 400千円
機械装置及び運搬具	2, 195, 737千円
土地	2, 261, 261千円
計	6, 600, 399千円

② 担保に係る債務

短期借入金	257, 039千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	7, 225, 759千円
計	7, 482, 798千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18, 068, 421千円

(3) 受取手形裏書譲渡額

受取手形裏書譲渡高 228, 352千円

7. 連結損益計算書に関する注記

棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

棚卸資産評価損 △357, 511千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	3, 660, 369	—	—	3, 660, 369

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、木材環境ソリューション事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主として銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、長期借入金の金利水準の変動によるリスクをヘッジするため、金利スワップ取引を利用する方針であり、投機目的では利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主として設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。返済日は決算日後、最長12年であります。また、借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されており、営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権について、各部門における営業担当者が主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金の金利水準の変動によるリスクをヘッジするため、ヘッジ手段を金利スワップ、ヘッジ対象を借入金の利息とする金利スワップ取引を行う方針としております。

デリバティブ取引の運用・管理については、決裁権限規程に従い承認を受け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金(※)	7,225,759	7,184,147	△41,611
負債計	7,255,759	7,184,147	△41,611

(※) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(6) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,184,147	—	7,184,147
負債計	—	7,184,147	—	7,184,147

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	木材所リユーション事業	その他の事業	合計
売上高			
一時点で移転される財	7,179,883	21,551	7,201,434
一定期間にわたり移転される財	4,319	—	4,319
顧客との契約から生じる収益	7,184,202	21,551	7,205,753
その他の収益	—	360,090	360,090
外部顧客への売上	7,184,202	381,641	7,565,844

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,049円48銭
1株当たり当期純損失金額	472円20銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純損失	1,223,895千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	1,223,895千円
普通株式の期中平均株式数	2,591,909株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度81,968株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度81,968株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日 現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,502,548	流動負債	4,399,672
現金及び預金	787,316	支払手形	345,756
受取手形	953,380	買掛金	221,817
売掛金	912,606	短期借入金	257,039
商品及び製品	292,155	1年内返済予定の長期借入金	2,750,723
仕掛品	45,023	未払金	694,896
原材料及び貯蔵品	410,570	未払費用	44,829
前払費用	72,299	未払法人税等	2,262
未収入金	23,624	前受金	17,738
その他	5,573	賞与引当金	41,031
		その他	23,577
固定資産	8,377,526	固定負債	5,845,538
有形固定資産	7,877,764	長期借入金	4,835,035
建物	2,380,251	繰延税金負債	283,185
構築物	411,300	退職給付引当金	258,679
機械及び装置	2,296,774	役員報酬BIP信託引当金	62,111
車両運搬具	20,495	受入敷金保証金	111,300
工具、器具及び備品	18,015	資産除去債務	295,226
土地	2,745,365		
建設仮勘定	5,561	負債合計	10,245,211
無形固定資産	6,926	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,145	株主資本	1,586,484
その他	4,781	資本金	221,000
投資その他の資産	492,835	資本剰余金	114,514
投資有価証券	116,798	資本準備金	19,956
関係会社株式	69,056	その他資本剰余金	94,558
出資金	31,389	利益剰余金	2,655,196
長期貸付金	4,564	利益準備金	55,988
破産更生債権等	8,531	その他利益剰余金	2,599,208
長期前払費用	3,193	特別償却積立金	17,773
敷金及び保証金	204,734	別途積立金	1,800,000
その他	63,499	繰越利益剰余金	781,434
貸倒引当金	△8,931	自己株式	△1,404,225
		評価・換算差額等	48,378
		その他有価証券評価差額金	48,378
		純資産合計	1,634,863
資産合計	11,880,074	負債及び純資産合計	11,880,074

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売上高		6,157,751
売上原価		5,631,546
売上総利益		526,205
販売費及び一般管理費		1,807,258
営業損失(△)		△1,281,053
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	14,892	
受取手数料	53,664	
受取保険金	1,086	
助成金収入	92,420	
その他	6,325	168,448
営業外費用		
支払利息	77,712	
支払手数料	5,465	
その他	1,522	84,699
経常損失(△)		△1,197,304
特別利益		
固定資産売却益	38,831	38,831
特別損失		
操業休止関連費用	169,745	
固定資産除却損	29,820	199,565
税引前当期純損失(△)		△1,358,038
法人税、住民税及び事業税		1,639
法人税等調整額		△11,541
当期純損失(△)		△1,348,137

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本							利益 剩 余 金 合 計	
	資本剩余金			利益剩余金					
	資本 準備 金	その他 資本 剩 余 金	資本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剩 余 金				
当期首残高	221,000	19,956	94,558	114,514	55,988	35,259	1,800,000	2,112,085	
当期変動額									
当期純損失（△）							△1,348,137	△1,348,137	
特別償却積立金の取崩					△17,486		17,486		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計					△17,486		△1,330,650	△1,348,137	
当期末残高	221,000	19,956	94,558	114,514	55,988	17,773	1,800,000	781,434	
								2,655,196	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,404,225	2,934,621	23,225	23,225	2,957,847
当期変動額					
当期純損失（△）		△1,348,137			△1,348,137
特別償却積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			25,153	25,153	25,153
当期変動額合計		△1,348,137	25,153	25,153	△1,322,984
当期末残高	△1,404,225	1,586,484	48,378	48,378	1,634,863

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において営業損失1,281,053千円、経常損失1,197,304千円及び当期純損失1,348,137千円を計上しました。営業損失・経常損失は5期連続、当期純損失は2期連続計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

1) 置床用PBの販売をさらに推進させるとともに、構造用PB「壁武者」等を市場へ投入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。

2) 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各取引先との緊密な連携関係を深め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、一部借入金につきましては財務制限条項がございますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ており、引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組みますが、これらの改善策並びに対応策は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

	市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	市場性のない株式等	移動平均法による原価法
②	棚卸資産の評価基準及び評価方法	
	商品及び製品	商品は先入先出法による原価法、製品は総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
	仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
	原材料及び貯蔵品	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	7～60年
機械及び装置	2～8年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負

担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

④ 役員報酬B I P信託引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられるポイント見込み数に応じた当事業年度末における給付見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主としてパーティクルボード等の住宅関連資材の製造及び販売を行っております。当該販売については、顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については出荷時点で収益を認識しております。

3.会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客に支払われる対価の一部について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高は105,508千円減少し、販売費及び一般管理費は105,508千円減少しております。また、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失、及び、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(佐倉工場の固定資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
佐倉工場に属する有形固定資産及び無形固定資産	5,757,244

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計において、管理会計上の区分を基礎とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

佐倉工場においては営業損益が継続的にマイナスとなっていることから、佐倉工場の資産は当事業年度末において減損の兆候があります。減損損失計上の要否の検討にあたり、将来の佐倉工場における収益及び費用の予測等を主要な仮定として同工場の割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌事業年度の貸借対照表において、佐倉工場の固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬B I P信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付帯費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、121,762千円及び81,968株であります。

(財務制限条項)

(1) 1年内返済予定の長期借入金のうち381,700千円及び長期借入金のうち418,300千円には、下記の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(2) 1年内返済予定の長期借入金のうち546,333千円及び長期借入金のうち1,392,243千円には、下記の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日ににおける連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。

②2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(3) 1年内返済予定の長期借入金のうち150,000千円及び長期借入金のうち797,126千円には、下記の財務制限条項が付されております。

①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日ににおける連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。

②2020年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が2019年3月に終了する決算期の末日における連結貸借

対照表における純資産の部の金額の75%の金額未満となならないこと。

- ③2021年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ④2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益及び2021年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益がいずれも損失にならないこと。
- ⑤2017年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期において、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載され、以下の計算式で算出される値を0以下としないこと。

(計算式)

営業活動によるキャッシュ・フロー+投資活動によるキャッシュ・フロー+財務活動に関するキャッシュ・フロー+（期首現預金残高-（売上高÷12））

なお、当事業年度末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をしていただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,870,378千円
構築物	273,021千円
機械及び装置	2,195,737千円
土地	2,243,174千円
計	6,582,311千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	257,039千円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	6,995,759千円
計	7,242,798千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

16,636,404千円

(3) 受取手形裏書譲渡額

受取手形裏書譲渡高 228,352千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,291千円
短期金銭債務	1,055,169千円
長期金銭債務	111,300千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	197,791千円
仕入高	387,724千円
販売費及び一般管理費	808,716千円
営業取引以外の取引	71,663千円

(2) 棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

棚卸資産評価損 △357,511千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	1,068,460	—	—	1,068,460

(注) 役員報酬B I P信託が所有する当社株式を、当期首株式数に81,968株、当期末株式数に81,968株含んでおります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	14,305千円
退職給付引当金	79,207千円
役員報酬BIP信託引当金	19,018千円
貸倒引当金繰入超過額	2,734千円
減損損失	9,219千円
棚卸資産評価損	48,814千円
資産除去債務	90,398千円
未払事業税	190千円
税務上の繰越欠損金	890,877千円
その他	1,424千円

繰延税金資産小計

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△890,877千円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△265,313千円
評価性引当額	△1,156,191千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	122,721千円
特別償却準備金	7,813千円
譲渡損益調整勘定	86,321千円
その他有価証券評価差額金	21,351千円
資産除去債務に対応する除去費用	44,976千円
繰延税金負債合計	283,185千円
繰延税金負債の純額	283,185千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 カリブ	所有 直接 100%	店舗の賃貸 役員の兼任	賃貸料の受取 (注 1)	192,000	前受金	17,600
				敷金の受入	—	受入敷金保 証金	111,300
	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社	所有 直接 100%	木材ソリューション事業に関する業務委託 役員の兼任	製品等の配達 業務の委託 (注 2)	811,559	未払金	291,337
横浜エコロジー株式会社		所有 間接 51%	資金の貸借 役員の兼任	資金の借入 (注 3)	—	1年内返済 予定の長期 借入金	600,000
				支払利息 (注 3)	5,999		

(注 1)取引価格については、近隣の取引実勢等を参考にして、交渉のうえ決定しております。

(注 2)業務委託については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定しております。

(注 3)資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	630円76銭
1株当たり当期純損失金額	520円13銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎

当期純損失	1,348,137千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失	1,348,137千円
普通株式の期中平均株式数	2,591,909株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。

1株当たり当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度81,968株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度81,968株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

東京ボード工業株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京ボード工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京ボード工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において営業損失938,344千円、経常損失914,300千円及び親会社株主に帰属する当期純損失1,223,895千円を計上しており、5期連続して営業損失及び経常損失を、2期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

東京ボード工業株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 黒崎 知岳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京ボード工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失1,281,053千円、経常損失1,197,304千円及び当期純損失1,348,137千円を計上しており、5期連続して営業損失及び経常損失を、2期連続して当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準、監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用に関しては、取締役会及び監査役会等において、また、会議体以外の場において、取締役及び使用人等からその状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。子会社については、子会社から事業の報告を求め、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 当社においては、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております、その解消が喫緊の課題であります。当社は、その課題解消に向け、各施策を通じて業績の回復を図ろうとしており、今後の監査におきましては、引き続き会社によるこれらの取組みについて監視を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

東京ボード工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大 矢 宣 之 印
社外監査役 小 堀 優 印
社外監査役 芳 木 亮 介 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次のとおり変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<削除>

<新設>

(株主総会資料の電子提供措置)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

<新設>

第2号議案 取締役5名選任の件

当社の取締役は、2021年6月24日開催の当社定時株主総会において選任いただいた4名のうち、藤原典明氏は2022年5月15日付けで辞任し、他3名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に当たっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談を行い、慎重に検討したうえで取締役会に上程しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
1	いのうえ ひろゆき 井 上 弘 之 (1966年12月29日) 【重 任】	1991年4月 ホクヨーブライウッド株式会社入社 1995年1月 当社入社 当社取締役経理部長 就任 1996年1月 当社取締役リサイクル部長 就任 2001年1月 当社代表取締役常務 就任 2003年1月 当社代表取締役専務 就任 2004年2月 横浜エコロジー株式会社 代表取締役専務 就任（現任） 2004年4月 株式会社ワンダーワークス（現 株式会社カリブ）代表取締役社長 就任 2004年8月 ティー・ビー・ロジスティックス有限公司（現 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社）取締役 就任 2008年6月 当社代表取締役社長 就任（現任） 2009年6月 株式会社カリブ 代表取締役会長 就任 2010年6月 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 就任（現任） 2014年4月 株式会社カリブ 取締役会長 就任（現任） 2016年5月 ボード株式会社 社外取締役 就任（現任） （重要な兼職の状況） ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 株式会社カリブ 取締役会長 横浜エコロジー株式会社 代表取締役専務 T・B・H株式会社 代表取締役 ボード株式会社 社外取締役	(1) 744,543株 (2) なし

(注) 取締役候補者井上弘之氏につきましては、1995年に当社の取締役経理部長として就任した後、取締役リサイクル部長を経て、2001年に代表取締役常務に就任、2008年には代表取締役社長に就任いたしました。また、各子会社の取締役に就任するなど、当社グループ全体に亘る豊富な管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
2	おままたくひこ 尾股拓彦 (1961年11月8日) 【重任】	<p>1984年4月 株式会社マルコー 入社</p> <p>1991年9月 株式会社アートフォーラム 入社</p> <p>1997年1月 株式会社R・E 入社 同社管理部長就任</p> <p>2005年2月 株式会社ラ・バルレ 入社</p> <p>2008年4月 同社経理部長 就任</p> <p>2009年12月 同社経理部長兼情報システム部長就任</p> <p>2011年4月 当社入社 経営管理部長代理 就任</p> <p>2011年8月 当社経営管理部 IPO準備室室長就任</p> <p>2012年6月 当社経営管理部 経営企画室長 就任</p> <p>2014年2月 当社取締役経営管理部長 就任</p> <p>2019年6月 当社退職</p> <p>2019年7月 株式会社モード・プランニング・ジャパン 入社 執行役員経営管理部長就任</p> <p>2020年3月 同社 退職</p> <p>2021年4月 当社 入社 経営管理部部長補佐 就任</p> <p>2021年6月 当社取締役（現任）</p>	<p>(1) 4,500株 (2) なし</p>
3	かわいえいすけ 河相英介 (1976年8月31日) 【新任】	<p>2004年6月 当社 入社</p> <p>2007年4月 当社リサイクル部営業課新木場リーダー</p> <p>2010年7月 当社リサイクル部埼玉チップ製造課長</p> <p>2013年7月 当社営業部リサイクル課埼玉営業所長</p> <p>2018年7月 当社リサイクル部次長</p> <p>2019年4月 当社リサイクル部長</p> <p>2021年4月 当社執行役員営業本部長兼リサイクル部長（現任）</p>	<p>(1) 一株 (2) なし</p>

- (注) 1. 取締役候補者尾股拓彦氏につきましては、2011年に当社経営管理部部長代理として入社した後、経営企画室室長を経て2014年に取締役経営管理部長に就任するなど、経営管理全般と財務経理業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。
2. 取締役候補者河相英介氏につきましては、長年にわたり営業業務に携わり、豊富な経験と知見を有しており、当社の営業体制強化に活かしたく新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
4	只腰由紀夫 (1953年1月14日) 【重任】	<p>1975年4月 株式会社トーメン 入社</p> <p>1980年4月 ボード株式会社 入社</p> <p>1982年5月 同社取締役 就任</p> <p>1993年5月 同社常務取締役 就任</p> <p>1997年5月 同社取締役副社長 就任</p> <p>2000年5月 同社代表取締役社長 就任 (現任)</p> <p>2015年6月 当社社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>ボード株式会社 代表取締役社長</p> <p>日本住宅パネル工業協同組合 理事</p>	<p>(1) 一株 (2) なし</p>
5	吉田博之 (1968年8月26日) 【新任】	<p>1994年11月 監査法人誠と会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>1999年4月 公認会計士登録</p> <p>2002年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) マネージャー</p> <p>2004年8月 辻・本郷税理士法人入所</p> <p>2013年4月 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社取締役</p> <p>2015年4月 辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社常務取締役</p> <p>2015年6月 UTグループ株式会社監査役 (現任)</p> <p>2016年7月 辻・本郷税理士法人法人第1部総括部長</p> <p>2018年11月 税理士法人渡邊芳樹事務所資産課税本部部長</p> <p>2019年6月 日本ハイウェイ・サービス株式会社監査役 (現任)</p> <p>2019年8月 吉田公認会計士事務所所長 (現任)</p> <p>2019年8月 株式会社ハイブレイン代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>UTグループ株式会社 監査役</p> <p>日本ハイウェイ・サービス株式会社 監査役</p> <p>吉田公認会計事務所 所長</p> <p>株式会社ハイブレイン 代表取締役</p>	<p>(1) 一株 (2) なし</p>

- (注) 1. 只腰由紀夫氏及び吉田博之氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由
只腰由紀夫氏につきましては、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の経営体制の強化に活かして頂きたく、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
吉田博之氏につきましては、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識によりコーポレート・ガバナンスの強化に活かして頂きたく新たに社外取締役候補者といたしました。
3. 只腰由紀夫氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 当社は、只腰由紀夫氏及び吉田博之氏が社外取締役に就任された場合、社外取締役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除する旨の責任限定契約を締結しております、両氏の選任が承認されたときは、当該契約をする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、新たに監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
1	齊藤吉之 (1963年2月25日) 【新任】	1985年4月 当社入社 2007年4月 当社営業次長 2008年4月 当社製造管理部長 2011年7月 当社研究開発室長 2013年7月 当社内部監査室長 2019年11月 当社内部監査室長兼品質管理室長 2020年5月 当社品質保証部長兼内部監査室長補佐 2022年4月 当社Quality&Labo Center次長（現任）	(1) 一株 (2) なし

(注) 監査役候補者齊藤吉之氏につきましては、営業・製造・研究開発・品質管理及び内部監査等当社業務を広範に知識、経験を有しており、また、監査役に求められる倫理観を有しており、公正・公平な判断を、当社の経営に対し適切に監査していただけるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
2	こぼり 小堀 優 (1973年7月11日) 【重任】	2005年11月 (旧) 司法試験合格 2007年9月 みらい総合法律事務所入所 2013年2月 みらい総合法律事務所パートナー(現任) 2013年6月 当社社外監査役就任(現任) 2015年6月 アイ・アール債権回収株式会社 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) みらい総合法律事務所 パートナー弁護士 アイ・アール債権回収株式会社 取締役	(1) 一株 (2) なし
3	よしきりょうすけ 芳木亮介 (1974年4月25日) 【重任】	2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年9月 公認会計士登録 2006年10月 GCA株式会社 入社 2009年3月 清和監査法人 入所 2013年2月 Y Plus Advisory株式会社 代表取締役就任(現任) 2013年7月 芳木公認会計士事務所 代表 就任(現任) 2015年1月 株式会社メディアサポート 社外監査役就任 2015年6月 当社社外監査役 就任(現任) リニューアブル・ジャパン株式会社 社外監査役 就任(現任) (重要な兼職の状況) Y Plus Advisory株式会社 代表取締役 芳木公認会計士事務所 代表 リニューアブル・ジャパン株式会社 社外監査役	(1) 一株 (2) なし

- (注) 1. 小堀優氏及び芳木亮介氏は、社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者の選任理由
 小堀優氏につきましては、弁護士として豊富な知識と経験を有しております、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 芳木亮介氏につきましては、公認会計士として豊富な知識と経験を有しております、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
3. 監査役候補者小堀優氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。また、監査役候補者芳木亮介氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。なお、監査役候補者の小堀優氏及び芳木亮介氏の両名は、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
4. 当社は、小堀優氏及び芳木亮介氏が社外監査役に就任された場合、両氏との間で社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除するものとする責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

ご案内図

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます。



東京都江東区新木場一丁目18番8号

木材会館 7階 檜のホール

電話 : 03-5534-3111

交通

JR 京葉線「新木場」駅 徒歩 6分
東京メトロ 有楽町線「新木場」駅 徒歩 7分
りんかい線「新木場」駅 徒歩 7分
都営バス「新木場」駅 徒歩 4分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されます
のでお車でのご来場はご遠慮ください。